

平成 29 年 8 月 23 日

**第 11 回 中央卸売市場移転予定地における土壤汚染対策等に関する専門家会議
議事概要**

日時 : 平成 29 年 8 月 23 日 (水) 14:00~16:00
場所 : 姫路市防災センター 3 階 第 1 会議室
参加者 : 委員 平田健正 (座長)、中島 誠、保高徹生、藤森一男、
田原直樹
事務局 産業局中央卸売市場
関係局 産業局、環境局、都市局
土壤・地下水汚染対策詳細設計機関 国際航業株式会社

本会議の議事概要は次のとおりである。

1. 第 11 回専門家会議の概要

今回 (第 11 回) の専門家会議は、姫路市白浜町内の中央卸売市場移転予定地 (以下「対象地」という。) における土壤・地下水汚染対策詳細設計 (以下「詳細設計」という。) 方針について審議することを目的として開催した。

以下について確認した (詳細は、第 11 回専門家会議配布資料を参照のこと)。

2. 資料 1 (汚染状況及び項目別の対策方針の整理) について

・昨年度確認した土壤・地下水汚染状況調査結果に基づく土壤・地下水汚染状況と、各項目別の対策方針について再確認した。

3. 資料 2 (詳細設計の基本方針) について

(1) 土壤浄化対策の目的

土壤浄化対策の目的は次のとおりである。

- ・新市場建屋建設範囲については、「埋立地特例区域」とした上で整備工事を行なう。
- ・民間事業者への譲渡範囲については、「埋立地特例区域」とした上で譲渡する。

(2) 詳細設計の基本方針

詳細設計の基本方針は、これまでの専門家会議において決定したとおりであることを再確認した。

- ・詳細設計はベンゼンのみを対象とし、新市場の整備工事に先立ち、盛土・埋土ともに土壤汚染の除去等を行なう。
- ・ベンゼンの土壤溶出量基準超過区画については、「区域外処分」、「区域内措置」、「原位置措置」のいずれか、または組み合わせにより対策する。
- ・ベンゼンによる地下水汚染範囲については、中・長期的な浄化を目指す。

(3) 指摘事項

考慮すべき事項として、委員より以下の指摘があった。

- ・オンサイト措置において、ベンゼンの濃度が高いときは、ベンゼンが高濃度で揮発することを防止するため、テント内で低濃度となるまで処理することを考えるべきである。

4. 資料3（トリータビリティ試験計画（案））について

これまでの専門家会議の審議において課題となっていたフェントン方法に対するトリータビリティ試験計画内容について確認した。

- ・フェントン法による浄化を検討している区画の土壌を用いて、トリータビリティ試験を実施し、フェントン法のベンゼンへの適用性を確認する。
- ・合わせて、鉛、砒素、ふっ素の溶出量への影響、中和剤の効果について評価する。

5. 資料4（建築物における安全対策）について

土壌・地下水汚染対策に加え、市場施設を整備するにあたり、建築物において検討されている安全対策について確認した。

（1）配管ピットの配置とレベルについて

整備が予定される卸売場棟、管理棟、運送事務所棟、廃棄物集積棟における配管ピット設置の考え方と配置を確認するとともに配管ピットの深さと地下水位との位置関係を確認した。

（2）建築物の構造と仕様について

- ・卸売場棟と管理棟については、耐震計画により建築物の崩落・変形の防止が計られていることを確認した。
- ・構造スラブを採用することにより、地盤沈下に伴う建築物の不同沈下及び変形の防止が計られていることを確認した。
- ・配管ピット外面、内面及び商品を取り扱う室の床面には、塗膜防水や浸透性塗布防水、塗床仕上げなどが施され、地下水等の浸入防止が計られていることを確認した。
- ・冷蔵庫などの密閉空間場所においては二重スラブ構造が採用され、密閉空間の安全の確保が計られていることを確認した。

（3）配管ピット内の換気について

卸売場棟、管理棟、運送事務所棟、廃棄物集積棟において整備される配管ピットにおいては機械換気方式あるいは自然換気方式による換気が確保されていることを確認した。

（4）指摘事項

考慮すべき事項として、委員より以下の指摘があった。

- ・建築物の杭基礎の施工について、埋立地特例区域における方法として問題がないことを再度確認し、計画の検討を進めてほしい。

以上の建築物における安全対策を踏まえると、汚染地下水によるリスクに対して、2重3重の安全対策が施されていることが確認された。

以上